

特定建築物環境衛生管理維持業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、特定建築物における衛生管理維持業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の委託）

- 第1条 甲は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、対象となる那覇市立小中学校における特定建築物環境衛生管理維持業務（以下「衛生管理業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、法令規則等の定め及び本契約書並びに「那覇市立小中学校特定建築物環境衛生管理維持業務委託仕様書」の定めに従い業務を行わなければならない。

（委託期間）

- 第2条 本契約の委託期間は、契約の日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額と支払）

- 第3条 本契約の契約金額は、金_____円（消費税及び地方消費税含む）とする。
- 2 委託料の支払いは月額単位とし、甲はその月の委託料を、乙からの報告書の提出及び請求に基づき、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（衛生管理業務に係る費用負担）

- 第4条 衛生管理業務に使用する器具及び材料等は、すべて乙の負担とする。ただし、衛生管理業務に要する用水及び電力料は、甲の負担とする。

（建築物環境衛生管理技術者の届出）

- 第5条 乙は、甲に対し、あらかじめ衛生管理業務に従事させる者の建築物環境衛生管理技術者の免状の写しを提出しなければならない。また、建築物環境衛生管理技術者の変更があるときは、速やかに甲に届け出るものとする。

（対象となる建築物）

- 第6条 衛生管理業務の対象となる建築物については、以下のとおりとする。

那覇市立高良小学校	那覇市高良2丁目12番1号
那覇市立上間小学校	那覇市長田2丁目11番60号
那覇市立石嶺小学校	那覇市首里石嶺町4丁目360番地8号
那覇市立古蔵小学校	那覇市古波蔵1丁目33番1号
那覇市立銘苅小学校	那覇市銘苅2丁目3番20号
那覇市立那覇中学校	那覇市松山2丁目24番1号
那覇市立小緑中学校	那覇市宇栄原2丁目23番1号
那覇市立首里中学校	那覇市首里汀良町2丁目55番地

那覇市立城北中学校	那覇市首里石嶺町 1 丁目 112 番地
那覇市立鏡原中学校	那覇市鏡原町 36 番 1 号

(契約不適合責任)

第7条 甲は、乙による履行が契約の内容に適合しない場合、乙に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(違約金)

第8条 乙は、第2条に規定する委託期間に、次条の規定により契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(2) 乙が正当な理由無く、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3) 乙が正当な理由無く、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 本契約の履行について、乙又はその建築物環境衛生管理技術者に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。

(5) 乙が明らかに本契約を履行することが出来ないと甲が認めたとき。

(6) 乙から契約解除の申出があったとき。

2 乙は、前項第5号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の60日前までに書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項各号の規定による契約の解除があった場合は、甲に対し、損害賠償の申立てをすることはできない。

(損害賠償)

第10条 乙は、委託業務の実施に当たり甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

案

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、衛生管理業務実施にあたって職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第13条 甲及び乙は信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し、定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 8年 4月 1日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙